

学校法人鈴鹿医療科学大学公益通報者保護規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人鈴鹿医療科学大学（以下、「大学」という。）における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、大学における不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報者又は相談者（以下、「通報者等」という。）を保護し、もって大学におけるコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、大学と雇用関係にある教職員、大学に派遣されている派遣労働者、委託契約その他の契約に基づき大学においてその業務に従事する取引先の従業員（通報の日前1年以内に職員、派遣労働者、取引先の従業員であった者を含む。）及び役員をいう。

2 この規程において「通報等」とは、教職員等が、法令若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為（以下「法令違反行為」という。）を、第4条に定める窓口に通報し、又は相談することをいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、大学の公益通報体制を整備し、継続的な評価・改善を行うことで、法令違反行為の防止に努めなければならない。

(通報窓口及び相談窓口)

第4条 大学は、通報等を受け付ける公益通報・相談窓口（以下、「窓口」という。）を次のとおり設置する。

(1) 監査室

- ①電話番号 059-383-9208（内線 9201）
- ②書類郵送先 〒510-0293
三重県鈴鹿市岸岡町 1001 番地 1
学校法人鈴鹿医療科学大学
監査室
- ③電子メール kansa@suzuka-u.ac.jp

(2) 中日本法律事務所

- ①電話番号 052-241-2811
- ②書類郵送先 〒460-0011
愛知県名古屋市中区大須三丁目 31 番 22 号
シーフォレストⅡ3階
中日本法律事務所 後藤睦恵 弁護士
- ③電子メール support@nakanihon-law-office.com

2 前項の窓口の変更等は理事長の決定によるものとする。

(削 除)

(通報等の方法)

第5条 通報等は、電話、電子メール、書面、面談によって行うことができる。なお、書面の書式は自由とする。

2 第4条第1項第2号に定める法律事務所が通報等を受け付けた場合は、同法律事務所がその内容を監査室に通報する。

3 教職員等は、通報等を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

4 教職員等は、不正の利益を得る目的、大学又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。

(他の規程との関係)

第6条 窓口に通報等された法令違反行為のうち、大学の他の規程等にその対応が規定されているものは、当該規程に従って対応する。

(通報等の受付)

第7条 監査室において通報等を受けた担当者は、直ちにその旨を監査室長に報告しなければならない。

2 監査室長は、公益通報事案に該当するかの確認を行った上で、理事長にその内容（通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を報告する。ただし、通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

(調査の開始・通知)

第8条 理事長は、通報等された法令違反行為に係る事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行い、実施する必要があると判断した場合は、監査室長に調査の開始を指示する。

2 理事長は、調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、顧問弁護士等の専門家に意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。

3 監査室長又は第4条第1項第2号に定める法律事務所から、当該通報者等に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による通報等の場合及び当該通報者等が通知を希望しない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第9条 監査室は、通報等された事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 監査室長は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 監査室長は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(利益相反関係の排除)

第10条 監査室その他調査に関わる者及び法令違反行為を通報された者は、自らが関係する公益通報事案の処理に関与してはならない。

(遵守事項)

第11条 監査室その他調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 実効的な調査・是正措置のために情報共有が真に不可欠である場合には、伝達する範囲を必要最小限に限定すること。
 - (5) 職務上知り得た事実及び通報者等を特定させる情報を、正当な理由なく漏らさないこと。
その職を離れた場合も同様とする。
- 2 大学は、前項の規定に違反した者に対し、大学の就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(是正措置・通知等)

第12条 監査室長は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、調査結果により法令違反行為の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 監査室長又は第4条第1項第2号に定める法律事務所は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者等に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による通報等の場合及び当該通報者等が通知を希望しない場合は、この限りではない。

(通報者の保護)

第13条 大学は、教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者等に対する解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 大学の教職員等は、他の教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者等に対し、不利益取扱いや嫌がらせを行ってはならない。
- 3 大学は、教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な処理を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第14条 理事長は、法令違反行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、大学の就業規則に基づき、懲戒処分等を行う。

(事後確認)

第15条 監査室長は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を理事長に報告しなければならない。

- (1) 公益通報処理の手続等に問題がないこと。
- (2) 法令違反行為の再発のおそれのないこと。
- (3) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
- (4) 通報者等に対し、通報等を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。

(周知)

第16条 大学は、公益通報の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、教職員等に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

(関係法令の適用)

第 17 条 大学における公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

本規程は、平成 19 年 10 月 1 日に制定し、施行する。

附 則

本規程は、平成 25 年 12 月 20 日に改正し、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改正施行する。